

# 国民健康保険

昭和14年8月2日～昭和19年8月1日生まれで国民健康保険に加入している方へ

## 新しい「高齢受給者証」を7月18日(金)に発送します

世帯主宛てにお送りします。7月25日(金)までに届かない方はご連絡ください。

7月31日(木)までは現在の高齢受給者証(有効期限/平成26年7月31日)を、8月1日(金)からは新しい高齢受給者証をお使いください。

新しい高齢受給者証の有効期限は、「平成27年7月31日」です。75歳からは後期高齢者医療制度(下記)の対象となるため、27年7月31日までに75歳になる方の有効期限は「誕生日の前日」です。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146・☎(3209)1436へ。

### 一部負担金(自己負担)の割合

前年の所得に応じて毎年判定し、8月から適用しています。

同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者のうち、26年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいる場合は「3割」、いない場合は「2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)」負担です。

### 収入額による特例

一部負担金の割合が「3割」となる方のうち、25年中の収入が収入基準額(※)に該当する場合は、申請により「2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)」となります。

※収入基準額：同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満

### 一部負担金の割合の緩和措置

一部負担金の割合が「3割」となる方のうち、次の全てに該当する場合は、申請により「2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)」となります。

▼同じ世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる

▼70歳～74歳の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度に移行した方との収入合計額が520万円未満

た方との収入合計額が520万円未満

◎「収入額による特例」「一部負担金の割合の緩和措置」に該当する可能性がある方には、新しい高齢受給者証に「基準収入額適用申請書」を同封しています。対象となる方は、お早めに医療保険年金課国保資格係へ申請してください。

### 19歳未満の方がいる世帯

70歳～74歳の方が世帯主で、世帯に19歳未満の方がいる場合は、世帯主の課税標準額から「16歳未満の被保険者の人数×33万円」と「16歳以上19歳未満の被保険者の人数×12万円」の合計額を差し引いた額で一部負担金の割合を判定します。

### 世帯全員が

### 住民税非課税の方へ

医療機関等の窓口で支払う費用が自己負担限度額までとなるほか、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は申請してください。

【申請先】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

## 夏の旅行 宿泊料を補助しています

JTBまたは近畿日本ツーリストの区内指定店・営業所で取り扱う、国内の宿泊施設と国内旅行(パッケージ)の利用が対象です。旅行会社に旅行(宿泊)代金を支払う前に申請してください。区民保養施設等(箱根つつじ荘、グリーンヒルハケ岳、ヴィレッジ女神湖)は対象ではありません。

### 補助申請の手続き

▼医療保険年金課・特別出張所で配布の「平成26年度新宿区国民健康保険夏季保養施設のご案内」に綴じ込みの往復はがきで、医療保険年金課に「宿泊補助」の申請をしてください。

▼区で対象要件を確認後、「宿泊補助券」を発送します。

▼旅行会社に旅行代金を支払う際に、「宿泊補助券」を提出して

## 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額をお知らせします

●ジェネリック医薬品を利用すると薬代が安くなります

国民健康保険の被保険者で、生活習慣病等で処方されている薬を後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えられた場合に、自己負担額が一定額以上軽減されると見込まれる方には、利用差額を試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月下旬にお送りします。ジェネリック医薬品利用の参考にしてください。

※ジェネリック医薬品は、厚生労働省が認めた先発医薬品(新薬)と同等の効能・効果を持つ薬で、先発医薬品より安い価格で提供されます。利用を希望する場合は、かかりつけ医や薬剤師にご相談ください。

※「利用差額」は10月下旬、27年2月下旬にもお知らせする予定です。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

JTBまたは近畿日本ツーリストの区内指定店・営業所で取り扱う、国内の宿泊施設と国内旅行(パッケージ)の利用が対象です。旅行会社に旅行(宿泊)代金を支払う前に申請してください。区民保養施設等(箱根つつじ荘、グリーンヒルハケ岳、ヴィレッジ女神湖)は対象ではありません。

### 補助申請の手続き

▼医療保険年金課・特別出張所で配布の「平成26年度新宿区国民健康保険夏季保養施設のご案内」に綴じ込みの往復はがきで、医療保険年金課に「宿泊補助」の申請をしてください。

▼区で対象要件を確認後、「宿泊補助券」を発送します。

▼旅行会社に旅行代金を支払う際に、「宿泊補助券」を提出して

## 後期高齢者医療制度

## 26年度の保険料のお知らせを7月18日(金)に発送します

### 65歳以上の方へ

## 介護保険料納入通知書を7月15日(火)に発送します

7月22日(火)までに届かない方は、26年度4月以降に新宿区に転入した方や65歳になった方は、資格取得した日の世帯の状況で計算していただきます。ただ、この納入通知書は、東京都シ

7月22日(火)までに届かない方は、26年度4月以降に新宿区に転入した方や65歳になった方は、資格取得した日の世帯の状況で計算していただきます。ただ、この納入通知書は、東京都シ

後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害により、任意で加入している方は65歳以上)の方が対象の制度です。

7月28日(月)までに届かない方はご連絡ください。保険料の計算方法は、同封の「後期高齢者医療制度の保険料について」でご案内しています。

25年分の所得の申告(所得税・住民税)が遅れた方、新宿区以外で住民税が課税されている方、所得の申告がお済みでない方などは、後日、保険料が変更になることがあります。所得の申告は、お早めにお願います。

### 保険料は年金からの引き落としです

後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害により、任意で加入している方は65歳以上)の方が対象の制度です。7月28日(月)までに届かない方はご連絡ください。保険料の計算方法は、同封の「後期高齢者医療制度の保険料について」でご案内しています。25年分の所得の申告(所得税・住民税)が遅れた方、新宿区以外で住民税が課税されている方、所得の申告がお済みでない方などは、後日、保険料が変更になることがあります。所得の申告は、お早めにお願います。

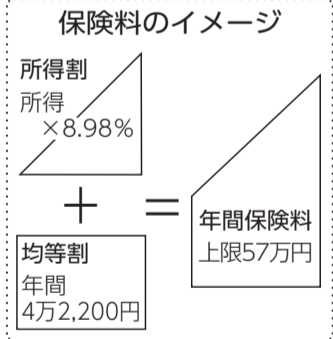
### 保険料のしくみ

保険料は、均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」の合計です(左図)。

▼保険料は2年ごとに見直しています。26～27年度の保険料は、被保険者1人に付き「均等割」は年4万2千200円、「所得割率」は8.98%、「賦課限度額(上限)」は57万円です。

▼均等割・所得割の金額は、所得によって異なります。所得が増えれば、保険料も増えます。所得が減少すれば、保険料も減ります。

▼年金からの引き落としを希望する方は、年金からの引き落としと納付書や口座振替での納付を併用していただく場合があります。



▼年金からの引き落としを希望する方は、年金からの引き落としと納付書や口座振替での納付を併用していただく場合があります。